

お役立ち情報サイト

種苗法の改正について

【農林水産省】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/shubyoho.html>

種苗法の改正の背景、改正の内容などを掲載しています。

担当：知的財産課 種苗室 種苗企画班 TEL：03-6738-6443



品種登録ホームページ

【農林水産省】

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/index.html>

品種登録に関する情報が掲載されています。

担当：知的財産課 種苗室 種苗企画班 TEL：03-6738-6443



今こそ海外出願

【植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム】

<https://pvp-conso.org/>

海外出願を円滑にするノウハウを掲載しています。



【お問合せ先】

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

代表機関 JATAFF (公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会)

TEL：03(3586)8644 Mail：st-pgr@jataff.or.jp

育成者・
種苗業者の
みなさんへ

品種の持つ 力を活かす

種苗法改正のポイント



優れた新品種は、日本の食と農を支え、
海外に市場を広げる底力です。



新たな品種を開発し、種苗法で登録された品種（登録品種）には、育成者権（知的財産権の一つ）があります。在来品種や登録品種の権利期間が終了した一般品種は誰もが自由に利用することができます。

育成者権の活用

✓ 種苗の海外持出しを禁止できます

登録品種に海外持出禁止や栽培地域の限定の条件を付けることができるようになります(令和3年4月1日から適用)。

✓ 既登録品種も条件を付けられます

海外持出し制限の条件を付ける場合は、令和3年9月30日までに農林水産省に届出が必要です。



表示の義務化

✓ 表示をしてください

登録品種の種苗を流通する際には、「登録品種」などの表示が義務化されました(令和3年4月1日から適用)。



お知らせ

令和4年4月1日以降の国内出願から、出願料のほかに、栽培試験・現地調査手数料が必要になります。また、出願料・登録料が引き下げられます。



改正された 種苗法が



農業者の自家増殖

✓ 自家増殖の許諾をお忘れなく

令和4年4月1日から農業者による登録品種の自家増殖には、育成者の許諾が必要になります。栽培の支障とならないよう許諾を求めるかどうかを考えましょう。

✓ 許諾方法を周知しましょう

登録品種を流通させる際には、許諾の手続を周知しましょう。ウェブサイトへの公表や広報で表明することで許諾手続き自体を不要にすることが可能です。



海外での品種登録

✓ 海外での品種登録をしましょう

育成者の意図しない海外への持出しや海外での産地形成を避けるためには、海外での品種登録が重要です。

✓ 経費の補助があります

海外への出願を支援する国の補助事業があります。遠慮なくお問合せください。

